

第22回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成31年4月26日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 橋 場 和 幸

2番 嵯 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第 1 号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について

日程第 7 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

日程第 8 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 10 議案第 4 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

日程第 11 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について

日程第 12 議案第 6 号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第 13 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第22回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。
道南の方では桜の花も昨年より早い開花が報道されていますが、我が町ではスラリー散布等の作業も始まっているということで、大変お忙しい中平成最後の第22回総会に全委員のご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。また、先日は4月1日付けでの農政係長の異動に伴っての歓送迎会大変お疲れ様でした。また、内村農政係長におかれましては、今回が初めての総会であり、この後の案件の説明をすることになっていますが、早くこの総会の雰囲気慣れていただきたいと思えます。また、本総会の前には農政部会が行われ、農政部会の委員の皆様はお疲れのことと思えますが、この後の総会につきましてもよろしく願いいたします。
今回は報告1件、附議案件6件の提案をしていただいておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。これから農作業が大変忙しくなってくると思いますが、事故や怪我等のないように活動していただきたいと思えます。このことをお願いいたしまして、開会にあたっての御挨拶に代えさせていただきます。
本日は大変ご苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、10番篠原委員、11番堀金委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けま

す。

各 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 報告第1号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う2件の調整報告であります。整理番号1は、茶内東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より平成〇〇年〇月〇〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったものでございますが、対象地は茶内東〇線〇〇〇番地ほか〇〇筆、面積〇〇万〇,〇〇〇㎡でございます。

現地調査につきましては、〇年〇〇月〇〇日に農地部会〇名の委員により実施し、土地の評価を行っておりますが、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、所有者である〇〇氏の下承を得ることが出来ました。その後、地域での農地利用協議により、農用地の利用関係の調整に努めてまいりました。利用協議の結果、農地の取得を希望される方はいませんでしたが、土地利用の将来的な見通しや安定的な農業経営を行う者に対する農用地の利用集積を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議制度により農地利用集積円滑化団体の買入が必要であると判断し、町長に対し買入要請を行うことで決定いたしました。

土地の詳細につきましては、議案書2ページ、4ページ、及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に整理番号2は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より平成〇〇年〇〇月〇日付けで賃貸借権設定によるあっせんの申出があったものでございますが、〇月〇〇日開催の利用協議の結果、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏が借り受けることで調整が整いました。

現地調査につきましては、〇年〇〇月〇〇日に農地部会〇名により実施し、土地

の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、賃借料は〇〇〇〇氏については、〇〇万〇、〇〇〇円、〇〇〇〇氏については、〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。

土地の詳細につきましては、議案書3ページから5ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、これから、整理番号2の質疑を行います。本案については、〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

(〇〇委員入室)

日程第7 議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、4件の届出でございますが、整理番号1は、姉別〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は熊牛〇〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2は、姉別〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は姉別〇〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号3は、姉別〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は姉別南〇線〇〇〇番〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡の内〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号4は、姉別〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は姉別南〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇

m²で、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから、議案第1号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、使用貸借による権利の設定1件、賃貸借による権利の設定4件、合計5件の許可申請でございますが、整理番号1は、姉別〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を〇〇〇〇が〇〇〇〇に使用貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

次に整理番号2は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を姉別〇〇〇〇番地、〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

この土地につきましては、平成〇〇年〇月より〇〇〇〇氏が借り受けておりましたが、〇年〇月に合意解約され、新たに〇〇〇〇に貸し付けする旨の許可申請があったものでございます。

整理番号3は、苫小牧市〇〇町〇丁目〇の〇〇、〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇、〇〇㎡に係るもので、この土地を姉別〇〇〇〇番地、〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

この土地につきましては、平成〇〇年〇月より〇〇〇〇氏が借り受けておりましたが、〇年〇月に合意解約され、新たに〇〇〇〇に貸し付けする旨の許可申請があったものでございます。

整理番号4は、野付郡別海町〇〇〇町〇〇、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡の内〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を姉別〇〇〇〇番地、〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

この土地につきましては、平成〇〇年〇月より〇〇〇〇氏が借り受けておりましたが、〇年〇月に合意解約され、新たに〇〇〇〇に貸し付けする旨の許可申請があったものでございます。

整理番号5は、根室市西厚床〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を姉別〇〇〇〇番地、〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

この土地につきましては、平成〇〇年〇月より〇〇〇〇氏が借り受けておりましたが、〇年〇月に合意解約され、新たに〇〇〇〇に貸し付けする旨の許可申請があったものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えさせていただきます。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1から5について、4番谷口委員、お願いします。

谷 口 委 員

議案第2号の補足説明をいたします。
整理番号1、貸主〇〇〇〇さん、整理番号2、貸主〇〇〇さん、整理番号3、貸

主〇〇〇さん、整理番号4、貸主〇〇〇〇さん、整理番号5、貸主〇〇〇〇さんの農地を借主〇〇〇〇が営農用地として使用するため、許可することに問題ないと考えております。

- 議長 ありがとうございます。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。
- 各委員 (質疑なしの声)
- 議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。
- 各委員 (質疑なしの声)
- 議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。
- 各委員 (質疑なしの声)
- 議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。
- 各委員 (質疑なしの声)
- 議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。
- 各委員 (質疑なしの声)
- 議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 各委員 (異議なしの声)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。
農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の

許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、茶内西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、経営規模拡大により新たに農業用施設（牛舎）を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇、〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、農地部会の方々により〇月〇日に実施し、転用はやむを得ないものとするのご判断をいただいておりますが、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第4号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第3号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第4号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の「法人形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であるか、3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上事業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているか、となっております。

本案は3件の報告でございますが、整理番号1は、霧多布西〇条〇丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、整理番号2は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、整理番号3は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇でございますが、いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「法人形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第5号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の

理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、売買1件による利用権設定の申出でございますが、整理番号1は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏と石狩郡〇〇町〇〇町〇〇番地〇〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定申出でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては引き続き私の方から説明しますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

事務局 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

まず、本案について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。

お諮りいたします。

調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようですので、私の方からご氏名させていただきます。

整理番号1については、農地部会対応ということでお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。

日程第12 議案第6号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第6号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの売渡3件、同〇〇からの賃貸借2件、合計5件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、

整理番号1から3は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの売渡を受けるもので、整理番号1の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇に所有権の移転、整理番号2の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇氏に所有権の移転、整理番号3の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇氏に所有権の移転をしようとするものでございます。

次に整理番号4と5は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの賃貸借でございますが、整理番号4の対象地は、茶内西〇〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、整理番号5の対象地は、茶内西〇線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては農政係長から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の質疑を行います。本案については、整理番号1から5で〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号1について質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5の質疑を行います。本案については、〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号5について質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号5を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室) (〇〇委員入室)

日程第13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、5月31日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、5月31日、金曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、5月31日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第22回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前 11 時 50 分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 10番 篠原 弘

浜中町農業委員会 11番 堀金 澄恵

農地法第3条調査書

調査日：平成31年4月22日

第22回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1 (使用貸借権設定)

貸主	〇〇 〇〇	借主	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成31年 4月22日

第22回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号2 (賃借権設定)

貸付人	〇〇 〇	借受人	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 31 年 4 月 22 日

第 2 2 回浜中町農業委員会総会
議案第 2 号 整理番号 3 (賃借権設定)

貸付人	○○ ○	借受人	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第 2 項第 2 号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積 (2 ha) を超えている。			しない	
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第 2 項第 7 号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成31年 4月22日

第22回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号4 (賃借権設定)

貸付人	〇〇 〇〇	借受人	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成31年 4月22日

第22回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号5 (賃借権設定)

貸付人	〇〇 〇〇	借受人	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	谷口委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸主の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第22回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号1 (所有権移転)

移転を受 ける者	○○○○○○○○○ ○○○○○ ○ ○ ○	移転をす る者	○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第22回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号2 (所有権移転)

譲受人	○ ○○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		—	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第22回浜中町農業委員会総会

議案第6号 整理番号3 (所有権移転)

譲受人	○○ ○○○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第3項第2号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			-	
第3項第4号 (共有持分の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			-	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)	5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			-	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 22 回浜中町農業委員会総会

議案第 6 号 整理番号 5 (賃借権設定)

設定を受ける者	○○ ○	設定をする者	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第 18 条の条項		判断の理由		適合	
第 3 項第 1 号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)		する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		-	
第 3 項第 4 号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		-	